

教育刷新委員会の学芸大学構想

——教員養成における一般教養の位置づけを中心に——

山 崎 奈々絵*

The Liberal Arts College Vision of the Japan Education Reform Committee:

Focusing on the Position of Liberal Arts Education in Teacher-Training

YAMAZAKI Nanae

abstract

The purpose of this study is to reveal the following aspect of the liberal arts college vision of the Japan Education Reform Committee (abbreviated as JERC): the position of liberal arts education in teacher-training.

The study reveals the following two points.

First, liberal arts education pursued in teacher-training were arts and sciences, both of which were to be majored individually as an academic field. However, some insisted on emphasizing humanistic liberal arts.

Second, liberal arts education and specialized education for subjects were understood as adjacent by contrasting them against specialized education for teaching. One perspective emphasized liberal arts education particularly in training primary school teachers.

Keywords : the Japan Education Reform Committee, the liberal arts college, teacher-training, liberal arts education, arts and sciences

はじめに

戦後日本の教員養成は、制度面では「大学における教員養成」及び「開放制」という二大原則を採り、教育内容面では「一般教養」を重視して発足した。その背景には、一般教養によって「師範タイプ」¹を克服するとして教育刷新委員会（1946年8月10日発足、1949年6月1日「教育刷新審議会」に改称、1952年6月12日廃止。以下「教刷委」）²の学芸大学構想があった。

本稿の目的は、教刷委の学芸大学構想に集約された、教員養成における一般教養の位置づけについて明らかにすることである。以下、先行研究をふまえて本稿の課題意識と方法を述べる。

教刷委の学芸大学構想は、主に寺崎昌男の研究³、山田昇の研究⁴により、教育大学特設論と否定論との折衷・妥協をはかる抽象的・観念的な性格であり、一般教養を中心とした学科課程の構想は具体性・現実性を欠くものであったことが強調されてきた。寺崎が師範系の委員と大学系の委員の見解の相違を明らかにした一方で、山田

キーワード：教育刷新委員会、学芸大学、教員養成、一般教養、文科理科

*平成18年度生 人間発達科学専攻

は各委員が教員に最も求める教養の違いに着目し、「教育科学的教養を重んずる見解」と「一般教養・学問的教養を重んずる見解」の対立、及びその中間に位置する「一般教養・教職的教養を統一的に把握」しようとする見解の3つに整理した⁵。寺崎や山田の整理は、教育大学特設を認めるか否か、教職専門教養を重視するか否かという対立を描くうえでは有効だが、各委員がこうした違いを超えて、程度の差こそあれ、一般教養を重視するという考え方を前提としていたという教刷委の特色が後退してしまっている。そして、一般教養が教職専門教養だけでなく教科専門教養を含めた関係の中にどう位置づけられたのかの解明にまでは進んでいない。そこで本稿は、寺崎や山田の枠組みをあえて用いず、一般教養をめぐる各委員の発言を拾い出すことにしたい。その際、教員養成における一般教養の性格に関して、戦前といかに（非）連続的であったのかについても留意したい⁶。

なお、浜田博文は、寺崎や山田の研究をふまえたうえで、教刷委の審議の齟齬が小・中学校教員を一括した審議方法によると指摘し、学芸大学構想は、教育学を中核に小学校教員の専門性を構築しようとする積極的な意思を含むものではなかったと結論づけた⁷。その点は筆者も否定しないが、浜田は当時の日本の教育学の状況などの時代的制約を充分ふまえているとはいえない。

筆者は教員に教職専門教養が不必要だとは決して考えていない。教員の専門性に関する考察は別稿にゆずるとして、本稿では教刷委が示した教員養成における一般教養の位置づけを明らかにすることに専念したい。

なお、学芸大学に限らずすべての新制大学には1947年7月8日に大学基準協会が採択した「大学基準」⁸により、人文科学・社会科学・自然科学の3系列均等履修から成る市民的教養が制度として導入された。ただし、専門教育との関係をはじめ、その具体的な性格については現在に至るまで多様な考え方が錯綜し混迷してきたことが主に高等教育に関する研究で指摘されている⁹。一方、教員養成に関する研究では教科専門教養や教職専門教養ではなく一般教養に着目されることがほとんどなかったため、一般の大学との異同が明らかになっていない。本稿はこの点にも留意しつつ、教刷委の審議を整理していきたい。

1. 戦前教員養成論の到達点

(1) 戦前の教員養成制度及び制度改革案

戦前、初等学校教員養成と中等学校教員養成は別々の学校で行われ、前者の正系は師範学校、後者の正系は高等師範学校及び女子高等師範学校とされてきた。師範学校の場合、1907年の師範学校規程により従来の本科第一部に加え、本科第二部が新設された。当時の第二部は従属的な制度ではあったが少なくとも中等教育を終えた者に師範教育を行うという意味で師範教育の性格に重要な変化をもたらしたといわれている¹⁰。以後、教育者精神を重視する第一部本体論と「師範タイプ」を批判し技術的教育を短期間にとどめようとする第二部本体論とが対立することになった。こうした中でいったんは第一部本体論が優勢となり、1925年の師範学校規程改正により第一部の修業年限が5年に延長された。しかし、1931年の師範学校規程改正によって第二部の修業年限が2年となり、第二部の単置も認められることになった¹¹。この1930年代前後に各方面から発表された様々な学制改革案においては、師範学校をめぐる問題も大きな比重を占めていた。その多くが「師範タイプ」を批判し、師範学校を専門学校程度へ昇格することを提案している¹²。とくに教育改革同志会（以下「同志会」）の案は、師範学校・高等師範学校を廃止し、一般の学校の卒業者を特設の教員養成所に入れて訓練するという徹底的な開放制を主張した。同志会会員は戦前にも教育審議会に多数参加したが、その主張を実現することはできず、むしろ戦後になって大島正徳、佐野利器、戸田貞三といった会員が教刷委に参加し、開放制の理念を形成していった¹³。

(2) 教育審議会の審議

1937年に内閣に設置された教育審議会では、師範学校すなわち初等学校教員養成については初等教育の枠内で、中等学校教員養成については高等教育の枠内で審議が進められた¹⁴。審議の後に、師範学校については1943年の師範教育令改正により修業年限3年の専門学校程度に昇格した。ただし、第一部が予科の形で温存されたことに加え、師範学校規程により学資支給制及び服務義務制も温存された。こうして「師範タイプ」形成の制度的基盤は残され¹⁵、その改革は戦後に果たされることになった。一方、中等学校教員養成については、第12回総会（1940年9月19日）で決議された「中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱」に、

目的養成の制度を廃止して一般の大学の卒業生を試補とする案が提示されたが、実現しなかった。

ここでとくに注目したいのは、初等学校教員に一般的な教養を求める次の二つの発言である。まず、安藤正純（衆議院議員）は第21回特別委員会（1938年11月18日）において、初等学校教員は「十中ノ十マデガ非社会性デ、余リニ型ニ嵌リ過ギテ居テ小サク出来過ギテ居ル」、「憲法トカ何トカ云ツタヤウナ日本ノ根本組織ニ関スル觀念ニドウモ少シ疎イ」、したがって師範学校では「憲法」、「法学通論」、「経済」を教える必要がある、国民科の中に「法制経済」を設ける必要がある、と主張した。また、作田荘一（建国大学副総長）も第22回特別委員会（同月19日）において、「師範学校ノ出身者ト云フノハ憲法ノ問題トカ、経済ノ問題トカ云フヤウナコトニ付テハ比較的ニ関心ガ薄イ」、「小学校ノ先生ナドハ殆ド経済知識ヲ持ツテ居ナイ」と指摘した。初等学校教員が社会から遊離してしまっているという指摘は多くの委員からされたが、安藤や作田はさらに踏み込んで教員に社会・経済・法に関する一般的な教養を求める主張をしたといえる。彼らの主張は当時の教育科学研究会の主張とも重なる¹⁶。もちろん、こうした主張には総力戦体制へと向かう特殊な時代的背景も存在し、一般教養は社会科学の性格のものに限定され、戦後の教刷委の主張と完全に重なるわけではないが、「師範タイプ」批判に立脚して一般教養を求めたという点では戦後に連続していたといえる。

（3） 菊池大麓の学芸大学案

後述するように、教刷委が学芸大学の理念的なモデルとしたのはティーチャーズ・カレッジではなくリベラルアーツ・カレッジであり、戦前日本で実現されなかった菊池大麓の学芸大学案であった。菊池が教育調査会に提出した二つの案¹⁷—1914年7月2日単独に提出した「教育制度改正ニ関スル意見」、1915年7月7日提出者菊池他5名賛成者11名連名の「大学制度等ニ関スル建議案」—は、アメリカの大学制度をモデルとし、専門の学術、技術を教授する大学とは別に一般教養を中心に学科編成される学芸大学を設け、一般教養の増進、年限短縮、国民の進学要求に答えようとしたものであったといわれている¹⁸。これらは教員養成にはまったく言及していない¹⁹が、一般教養を重視して職業的色彩を弱めるという点や「各学芸大学校ノ学科ハ必スシモ同一ナラサルモ差支ナキコト」²⁰というように学芸大学の間にある一定の多様性を認めるという点では、教刷委の学芸大学構想と連続するものだったといえる。

2. 教育刷新委員会の審議概要

教育刷新委員会の審議は総会及び特別委員会で行われ、個別テーマに関する詳細な審議は後者で行われた。廃止まで計21設けられた特別委員会のうち、教員養成に関する審議を行ったのは主に上級学校体系に関する事項を審議した第5特別委員会、教員養成及び教員資格に関する事項を審議した第8特別委員会である。以下、教刷委が教員養成制度について集中的に審議した時期を次のように区分し、審議を整理してみたい。

第Ⅰ期（1946年10月18日～12月27日）—「教員養成について」を決議²¹

- (1) 第7回～第10回総会
- (2) 第5特別委員会第2回・第4回～第7回会合及び第17回総会

第Ⅱ期（1947年3月14日～5月9日）—「教員養成に関すること（其の一）」を決議

- (1) 第8特別委員会第1回・第3回・第4回会合
- (2) 第30回～第34回総会及び第8特別委員会第5回～第7回会合

なお、上記のほか、教員資格制度、附属学校改革、大学の地方移譲案や国土計画的配置などに関する審議においても、教員養成制度に関わる議論が若干繰り返されるが、重要な論点は第Ⅰ期及び第Ⅱ期で出尽くしたといえるため、本稿で検討するのはこの時期に限定したい。

3. 第Ⅰ期の審議—大学における教員養成の原則の成立

（1） 教員養成に関する意見開陳—第7回～第10回総会

まず、第7回総会（1946年10月18日）から第10回総会（11月8日）にかけて各委員から教員養成に関する意

見が率直に述べられた。

第7回総会において、関口鯉吉（東京天文台長）は学力が低いこと及び型にはまっていることが師範教育の欠点であると強く批判した。同様の批判をした大島正徳（在外邦人子弟教育協会理事）は、さらに「教授法などは勿論必要だけれども、それを長くやる必要はない」と、教授法すなわち教育学を大学で長く教えることに消極的な意見を述べ、一般の学校の卒業生に半年ないし1年間の教職専門教養を与えれば十分だと主張した。こうした発言には、教育学が学問として成り立つのかという疑問や不信感も込められていたと考えられる²²。

多くの委員が「師範タイプ」批判に立脚し、教員養成諸学校の廃止を主張するのに対し、木下一雄（東京第一師範学校長）は同総会において、必要な教員数の確保及び学力の底上げの必要性から新たな教員養成機関が必要だと主張した。さらに、第10回総会において、新しい教員養成カリキュラムを示す参考資料を配布し、教育大学の必要性を訴えた。ここで木下はカリキュラムが「一般課程」・「専修課程」・「職能課程」から成ること、全体に占める専修課程の割合に変化をつけることで小学校教員だけでなく中学校教員の養成も可能になることを示した²³。木下の発言は小学校教員養成と中学校教員養成を別々の学校で行うのが自明であった戦前とは大きく異なり、戦後は小・中学校の教員養成を同一機関で行うという方向を示唆したといえる²⁴。

また、後の学芸大学構想に連なる考えを当初から示していたのが務台理作（東京文理科大学長）である。務台は第7回総会において「義務教育を担当する教師は、原則として大学教育を受ける」ことが重要だと述べ、小・中学校教員を義務教育教員として一括したうえで教員養成論を展開した。務台によれば、毎年供給しなければならない義務教育教員数は約1万5千～2万人であり、そのために約70の大学が必要であった。務台が示した具体的な大学像とは「従来の師範型に全く捉われない」ような「或る意味で非常に自由な大学」、「出来るだけ一般的な教養を身につけることの出来るような方向を取って居る大学」、「文科理科というような、学問としても古い歴史を持って居るそういう学科を大体的内容にするような大学」であった。務台は第9回総会（11月1日）において、教員には「特殊な訓練」すなわち「教育の技術化」も必要だと述べたが、必要か否か、あるいはどの程度必要かをめぐっては意見が対立した。しかし、職業的色彩を弱めるためにも教員には文科・理科といった学問すなわち一般教養が必要だとする務台の主張は、師範学校や高等師範学校、女子高等師範学校といった教員養成の正系ルートの頂点に文理科大学が位置づいていた当時、一定の説得力を持っていたと考えられる。なお、務台が教員に必要な一般教養を文科・理科としたのに対し、天野貞祐（第一高等学校長）は第8回総会（10月25日）において人文的教養とした²⁵。

第10回総会まで、教員養成のための学校を設けるのか否か、そうした学校の学校段階や修業年限をいかにするのかといった論点のほか、小学校教員のために2年課程を設けるべきといった意見（第9回総会の川本宇之介（東京聾啞学校長））、学資支給制・指定義務制の存廃をめぐる議論（第10回総会の大島、川本など）が示された。ただし、「師範タイプ」が強く批判される一方で、木下、務台、川本のように明確な制度構想を持つ委員はほとんどいなかった。第10回総会で第5特別委員会が設置され、具体的な審議が任されることになった。

（2）大学における教員養成の原則の確立—第5特別委員会第2回・第4回～第7回会合及び第17回総会

第5特別委員会第2回会合（11月21日）において、佐野利器（東京帝大名誉教授）は小学校教員に大学レベルの高い学問的知識は必要でないという趣旨の発言をした。また、務台は卒業後の進路や学科目、単位の取り方によって教員養成にバラエティを出すことを強調した。なお、務台は「今の問題は、六三の教師をどうやって作るかということ」と述べた。こうして、教刷委においては小学校教員及び中学校教員がそれぞれ全科担任制なのか教科担任制なのか、専門性に違いはないのかなどについてとくに審議されないまま、小・中学校の教員養成を一括して審議する形ができあがったといえる。なお、同会合で小宮豊隆（東京音楽学校長／主査）が教職専門教養は大学で教えられるのかと疑問を出している。

第4回会合（12月5日）において、小宮は教育の技術を重視する側は教育大学の設置を主張し、そうでない側はその設置を認めていない、と今までの審議を整理した。これを受ける形で戸田貞三（東京帝大文学部長）は「そういう技術なんていうことが必要だというような妙なことを言うから、陰気な人間が出来る。明朗闊達な教員が出来ない。」と発言した。「師範タイプ」批判及び教職専門教養に対する不信を表明する意見が相次ぐ中、教育大学設置を主張する木下は、「私も技術ということをそう採り上げたくないと思います。」「今迄足りなかったとこ

ろの一般的な教養をうんと高める。或は必要な職能的な教育をすとか、専門的知識を十分与える。」というように、あえて教職専門教養を前面に出さず、代わりに一般教養重視を前面に押し出すような主張の仕方をした。同会合では教育大学の設置を認めるか否か、教育の方法や技術は大学でどの程度教えられるものなのか、といった点で意見が対立し、第5回会合（12月11日）においても議論は収束しなかった。

第6回会合（12月18日）において、木下はCIE（民間情報教育局）の指導・助言の下に東京第一師範学校が研究していた教員養成カリキュラムについて説明した。ここで木下は一般教養が社会科学・人文科学・自然科学の3つから成ることを説明した。一方、関口泰（前教育研修所長）は務台と同じく一般教養を「文科理科」（第7回会合）と言い換えており、さらに「専門」（第4回会合）、「今迄の大学教育程度の基礎教養」（第7回会合）と言い換え、教職専門教養に対峙させた。関口（泰）のとらえ方では一般教養と専門教養あるいは教科専門教養が非常に近接しており、その点、務台にも共通するといえる。第7回会合（12月26日）において、佐野は文科・理科・教育学関係をすべて修めなければならないことにより、「結局は学力からいうと、中途半端な人が出来る」と懸念を示した。また、佐野及び関口（泰）から教育学科と文科・理科とはどう異なるのかという疑問が出された。

結局、教育学科の具体的な内容や教育大学を認めるか否かについては合意が成立しないまま、また、一般教養の性格についても委員によって少しずつ異なっているまま、「総合大学及び単科大学は教育学科を設けて教員を養成すること。」という一言のみが中間報告としてまとめられた。中間報告は第17回総会（12月27日）に提出され、「文面通りの漠然たる意味に於て」（安倍能成委員長（国立博物館総長））「教員養成について」として決議され、同日建議されている。

4. 第Ⅱ期の審議—学芸大学構想の具体化

（1）学芸大学構想の登場—第8特別委員会第1回・第3回・第4回会合

新制中学校の発足が目前となった第25回総会（1947年2月28日）において、南原繁副委員長（東京帝大総長）が1946年末の決議を具体化しなければ困ると発言した。さらに、第26回総会（3月7日）において、大島からCIEが教員養成に関するステートメントを教刷委に求めているという連絡委員会報告がされた。こうした状況を受けて先の決議を具体化するために第8特別委員会が設置された。

第8特別委員会第1回会合（3月14日）の冒頭において、務台（主査）は同委員会の審議課題を①師範学校・高等師範学校の処遇、②教育学科の内容、③教育大学を特設する案と一般の大学において養成する案との関係づけ、④教員補充の臨時措置という4点の具体化だと整理した。1947年3月31日には学校教育法も公布され、いよいよ新学制が発足するこの時期、とくに①及び④といった現実的に差し迫った問題は、教刷委の審議にも一定の影響を及ぼしたといえる。同会合において、務台が①の問題は旧制高等・専門学校にも共通する問題だとしてのを受けて、城戸幡太郎（教育研修所長）は「今の高等学校も四年制の大学になる。そうするとリベラルアーツを主にしたような、名前はどれでもいいが、国民大学のようなものを作って、教員になる者が主としてそこに入って来べきものだけでも、教員にならない者でもいい。」と発言した。城戸は戦前、国民に必要な教養の最低量を明らかにすることに熱心だった教育科学研究会の主要メンバーであり、こうした背景が国民大学の構想につながったといえる。

第3回会合（3月28日）では、務台が代読する形で教員養成機関に関する天野の4つの案が示された。その一つが旧制高等・専門・師範学校を合併昇格させ、「リベラルな教養」を主とする教育大学・教養大学・文理大学であり、天野は旧制高校を新学制に移行して温存したいという強い意向からこれを強力に推している²⁶。一方、城戸は教員種別によって必要な教養の程度をまず明らかにすべきだと主張し、小学校教員の場合、「高等学校の学力」の上に「二年ぐらい教育専門の訓練を与えて行けばいいのじゃないか」と述べた。しかし、木下は「楽しみとなるような専攻のものは一つもない」というのは望ましくなく、4年間の養成を本体とすべきだと反発している²⁷。

同会合の最後に務台が「城戸さんのおっしゃったフォルクス・ホッホシューレーというか、アメリカのリベラル・アーツ・カレッジに当る何かいい名称はないのでしょうか。」と委員に問いかけた。この発言に、学芸大学のモデルがティーチャーズ・カレッジではなくリベラルアーツ・カレッジであったことを明確に読みとること

ができる。城戸、矢野貫城（明治学院長）、木下はそれぞれ国民大学、芸能大学、教育大学という名称を挙げたがまとまらず、第4回会合（4月4日）冒頭で務台が示した要綱²⁸において初めて学芸大学という名称が出た。務台は学芸大学を「師範学校、高等学校、^(ママ)高等専門学校というものが自然その設備と先生とを持寄りにして一つの教養大学を作る。内容の方から言えば文科、理科綜合したりベラル・アーツというような名前に当る者である。」と定義し、「職業的に傾かない」、「一般教養そのものを専攻する」ことを強調した。これに対して、関口（鯉）から「思想的にはっきりしてない」、星野あい（津田塾専門学校長）から「専門的に低くなる」という批判が出た。同会合でまとめられた第1回中間報告（全9項）は、その第1項に、①総合大学の教育学部、②総合大学及び単科大学の教育学科、③国民一般の教養を主とする大学（学芸大学、教養大学）、④教育大学、⑤音楽、美術、体育、家政、職業に関する高等専門教育機関の5つを小・中学校の教員養成を行う機関として左の順で挙げた。

（2）学芸大学構想の修正及び具体化—第30回～第34回総会及び第8特別委員会第5回～第7回会合

第8特別委員会第1回中間報告は第30回総会（4月4日）で審議されたが、とくに南原が上記の①教育学部及び④教育大学が昨年末の決議に抵触すると反発し、第8特別委員会に差し戻された。

第8特別委員会第5回会合（4月10日）において、城戸は「本質的に言えばいわゆる学芸大学と教育大学とは同じことだと思うのです。ですから教育大学が名前がいかにって反対されるのは、これは学芸大学でもいいと思う。」と発言した。天野が「殊に菊池大麓先生も学芸大学といたから、名前は非常にいい。」「教員の養成を主とするといった方がいいと思う。そういう大学を学芸大学という。」と述べ、さらに務台が「学芸大学の中に教育大学も含み得るような何かいい言葉があれば一番いいのじゃないか」と述べた。こうした審議を経て第1回中間報告修正案²⁹では「国民一般の教養を主とする大学（学芸大学、教養大学）」を「教育者の育成を主とする学芸大学」に変更した。この学芸大学をめぐる解釈の変更は、山田が指摘するように「微妙なしかし重大な変更」³⁰であると同時に、一般教養を通じた教員養成を堅持するという教刷委の態度の表明でもあった。

この修正案は第31回総会（4月11日）で審議され、務台が学芸大学を「文科理科を内容とした一般教養を主とするような大学」であると繰り返し説明したが、学芸大学及び教育学科がそれぞれ教育大学及び教育学部をも含むゆえのあいまいさが問題となり、再び差し戻された。

第8特別委員会第6回会合（4月18日）では、天野が学芸大学構想は「妥協案と言えば妥協案だけれども、これが今の現実に即した最も良い案だと思う。」と述べた。このように、教員養成機関特設を認めるか否かあるいは教職専門教養を重視するか否かをめぐって対立する二つの見解を折衷する形で学芸大学構想がまとめられていった側面は否定できない。また、星野から一般の大学と学芸大学との違いが不明確だという批判が出たが、務台は文科・理科をともに履修する点及び一般教養と専攻する学問とのつながりが非常に密接である点が一般の大学とは異なると説明した。こうして若干の文言修正をして第1回中間報告再修正案³¹がまとめられ、第32回・第33回総会の審議に付された。

第32回総会（4月18日）では再び学芸大学のあいまいさが問題となった。倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授）は「教員養成特殊大学」と決めたほうが簡明だと述べたが、務台は「学科の配置の仕方によってかなりリベラルにいろいろのものが出来易い」、すなわち、学芸大学の形態は一つではなく多様だと説明した。さらに、教職専門教養と一般教養とを厳密に区別せずにむしろ共通になるものを多く考えたと述べているが、この共通点については具体的な説明がなく、抽象的といえる。また、佐野が学芸大学という名称を新たにつける必要はないと批判したのに対して天野は、学芸大学という名称そのものが従来の師範学校を否定する意味を持つと説明した。学芸大学にはその名称自体に従来の師範教育のような閉鎖的で画一化された視野の狭い教育を克服するという期待が込められていたといえる。

第33回総会（4月25日）では、小宮が学芸大学に転換できる師範学校を設備や教員組織が整っているものに限定するべきだと述べた。これを受けて務台も師範学校の大学昇格には設備や人的組織の整備が不可欠だと述べた。佐野は再び、文科・理科をともに修めることによる学力の低下を懸念したが、務台は教育者にとって学力はもちろん重要だがそれ以上に「一般教養が欠けるということは、非常に致命的になる」ゆえに「文科理科の相当高い程度の専門的常識」を養う必要があると力説した。

ここまでの審議をもとに、第8特別委員会第7回会合（5月9日）では中間報告の体裁を改めて整えることに

なった。同会合において学芸大学は「一般的なものを広くやれる原理があるということが一つの特色になる」(務台)ということが再確認された。また、城戸は小学校教員の場合「普通の学問よりもむしろヒューマンティの教養の方が大切」と述べ、さらに、第1項の最初に学芸大学を挙げることで「小学校の教員の大量生産というものがこれできるといえるということがはっきりする」とも述べた。城戸は第34回総会(5月9日)においても、小学校教員養成を学芸大学で行う一方、一般の大学は中学校及び高等学校の教員養成に主力を注ぐべきだと述べている。少なくとも城戸の場合、とくに小学校教員を想定して一般教養重視や学芸大学における養成を考えており、さらに小学校教員が大学で4年間「普通の学問」をする必要がない、という考えと結びつけて一般教養重視を打ち出していた側面もあった。

こうした審議を経て第8特別委員会は第1項の最初に学芸大学を挙げ、教育学科を「教員としての必要な課程」に修正し、全部で11項から成る第2回中間報告³²をまとめた。これは第34回総会(5月9日)で若干の文言修正を経て決議され、同年11月6日に「教員養成に関すること(其の一)」として建議された。

おわりに

学芸大学は、師範学校だけでなく旧制高校の再編問題も含んで構想された。そのため、学芸大学における一般教養は、天野や城戸の発言にみられるように、人文的教養を重視した旧制高校の教養と連続的な側面ももっていた。一方、とくに務台が熱心に説明した学芸大学の一般教養とは、文科・理科から成り、その名の通り教養程度にとどまるのではなくそれ自体専攻しうる学問的水準を持つものであり、職業的色彩を弱めることがとりわけ強調された。務台が説明した点は、新制大学一般とは異なる、教員養成における一般教養の特徴といえよう。こうした特徴は、教員養成の正系ルートの頂点に文理科大学が位置づいていたこと、及び、菊池の学芸大学案が学芸大学構想のモデルとなったことに起因するのではないかと推察される。なお、「師範タイプ」批判に立脚して教員に一般教養を求めるという主張は戦前・戦後と連続的なものだったが、その性格は異なっていた。戦前の教員に求められたのは社会科学的教養であったのに対し、教刷委が教員に求めた一般教養は人文的教養や文科・理科であった。また、教刷委は学芸大学や一般教養に多様性を期待してもいた。

なお、城戸のように教員種別ごとに考え、一般教養は中学校教員よりも小学校教員にとくに重要だという考え方を明らかにする委員もいたが、教刷委は小・中学校の教員養成を一括して審議した結果、一般教養・教科専門教養・教職専門教養それぞれの、カリキュラム全体に占める比重について、小学校教員と中学校教員の異同がほとんど論点とならなかった。また、一般教養と学科に関する知識とが明確に区別されず、教科専門教養はほとんど議論の対象となっていない。木下は東京第一師範学校の研究成果もあって、カリキュラムが一般教養・教科専門教養・教職専門教養の3つから成ること及び一般教養が人文・社会・自然の3系列から成ることを早くから把握していた一方で、それぞれの関係づけは明確に述べていない。木下も含めて多くの委員が、一般教養と教科専門教養を、教職専門教養に対峙させることで両者を近接的にとらえていたのではないかと推察される。学芸大学構想は、一般教養を通じた教員養成という点を明確に示した一方で、上記のようなあいまいさを残しており、この点が文部省やCIEの改革方針とのずれを後に生み出していくと考えられる。教刷委と文部省・CIEとの関係は今後の課題としたい。

註

- 1 海後宗臣によれば「師範タイプ」とは型にはまった師範学校生徒・小学校教員を低く評価した表現である。具体的には「偽善」、「因循」、「卑屈」、「偏狭」、「陰鬱」のほか、学力が低い、経済的に恵まれないといった意味をなし、その形成の背景には、師範学校内外からの「一段低い中等学校」という評価や訓育、授業料無償制、給費制、服務義務、全寮制といった師範学校独自の制度的要因がある(海後宗臣編『戦後日本の教育改革 教員養成』東京大学出版会、1971年、7-12頁、海後執筆分)。
- 2 教育刷新委員会の審議について本稿では特記しない限り、日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』全13巻、岩波書店、1995-98年を参照、引用している。同委員会の性格や構成、資料の所在などについては、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第1巻における佐藤秀夫による「解題」に詳しい。また、古野博明「教育刷新委員会」(久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍、2001年、17-18頁)も参照した。

山崎 教育刷新委員会の学芸大学構想

- 3 ①註1文献の第1章第4節「教育刷新委員会における制度改革の論議」(寺崎昌男執筆分)、②『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』(中内敏夫・川合章編、明治図書出版、1974年)IVの一「師範学校とその廃止」(寺崎執筆分)。
- 4 ①山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房、1993年、②註1文献の第3章第4節「教師の教養をめぐる教育刷新委員会の論議」(山田執筆分)、③山田昇「教育刷新委員会におけるアカデミシャンズとエデュケーショニスト」『和歌山大学教育学部紀要—教育科学—』第20号、1970年12月、87-96頁、④『日本近代教育百年史6』(国立教育研究所編、教育研究振興会、1974年)の第8編第4章第1節の二「教育刷新委員会における教員養成制度改革構想」(山田執筆分)など。
- 5 註4の②における表記。
- 6 「師範タイプ」批判や閉鎖制か開放制かの論議については、註3、註4のほか、註1文献の第1章第2節「師範教育批判と制度改革案」(海後執筆分)などで、戦前・戦後の(非)連続性が明らかにされている。
- 7 『「大学における教員養成」の歴史的研究—戦後「教育学部」史研究』(TEES研究会編、学文社、2001年)の第1部第2章「教育刷新委員会における論議」(浜田博文執筆分)、浜田博文「戦後改革期「学芸大学」構想の背景に関する一考察—小学校教員養成論としての問題点—」『東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学』第46集、1995年3月、1-10頁など。
- 8 『近代日本教育制度史料』第24巻(近代日本教育制度史料編纂会編、大日本雄弁会講談社、1957年)、348-353頁を参照。
- 9 主要先行研究は、土持ゲーリー法一『戦後日本の高等教育改革政策—「教養教育」の構築』玉川大学出版部、2006年のほか、海後宗臣・寺崎昌男著『戦後日本の教育改革9 大学教育』東京大学出版会、1969年、大学教育学会25年史編纂委員会編『新しい教養教育をめざして—大学教育学会25年の歩み 未来への提言—』東信堂、2004年。
- 10 註4の①、11頁。
- 11 1931年の師範学校規程改正に至る経緯については、註4の①のほか、註3の②文献のⅢの四「伝統的師範教育改革の動向」(山田執筆分)などを参照。
- 12 主要先行研究は、註3の②文献のⅢの六の1「師範教育批判と学制改革論」(寺崎執筆分)、註1文献の第1章第2節「師範教育批判と制度改革案」(海後執筆分)。
- 13 教育改革同志会については米田俊彦「教育改革同志会」(『現代教育史事典』(註2)、39-40頁)を参照。
- 14 師範学校に関する審議の主要先行研究は、①清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』野間教育研究所、2000年、②註3の②文献のⅢの六の2「教育審議会の師範教育改革論と一九四三年の改革」(寺崎執筆分)、中等教員養成に関する審議の主要先行研究は、米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所、2000年。また、教育審議会の会議録については1971年に宣文堂書店から写真製版で復刻された『教育審議会総会会議録』(第一輯～第八輯)、『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』(第一輯～第十五輯)、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』(第一輯～第二十一輯)を参照。
- 15 註14の②、231頁。
- 16 教育科学研究会は1937年に「教師生活に関する調査」を、翌38年に「教師の教養に関する調査」を実施し、各3回ずつ機関誌『教育』にその調査結果及び改革提言を掲載した。また、個人の論稿として重松鷹彦「教師生活研究」『教育』第7巻第10号、1939年10月、103-108頁、留岡清男「教員払底と教員待遇改善の指標(教員待遇改善策シンポジウム(提案))」『教育』第8巻第3号、1940年3月、27-35頁などがある。
- 17 『学制問題二関スル議事経過』教育調査会編集発行、1917年5月に掲載。このほか菊池の構想については菊池大麓「大学及高等学校に関する余の提案」東京社編集発行『東洋学芸雑誌』第31巻第396号、1914年9月、1-14頁などを参照。
- 18 中野実『近代日本大学制度の成立』(吉川弘文館、2003年)の第2部第1章の2「菊池大麓の大学改革案」、『日本近代教育百年史4』(国立教育研究所編集発行、1974年)の第5編第3章の六の1「総合大学主義か単科大学主義か」(寺崎執筆分)。
- 19 山田昇「学芸大学の理念について」『和歌山大学教育学部紀要—教育科学—』第19巻、1969年12月、111頁。
- 20 『学制問題二関スル議事経過』(註17)。
- 21 教育刷新委員会の決議は内閣総理大臣に建議され、ほかに声明や書簡といった形で改革方針を提示することもあった。これらは『近代日本教育制度史料』第19巻(近代日本教育制度史料編纂会編、大日本雄弁会講談社、1957年)、247-355頁に掲載されている。
- 22 なお、戦前から教育学の樹立を目指してきた城戸幡太郎は、1947年3月28日の第8特別委員会第3回会合において、教員種別にかかわらずすべての教員に4年間の大学教育を求める木下一雄に反論して次のように述べた。「現在の教育学というものが余り学問でもなし、外の専門の学科と比べるとなんだか常識的であって、やってもやらなくてもいいのだ、だから専門の学問を身につけて置きたいというような感じがするので、教育学そのものが専門の学問でそれを身につけることが教師としての一つの特権でもあるし、誇りでもあるというような教育学が出来ないからじゃないでしょうか。」城戸でさえ、当時の教育学が他の学問と比べて低位にあることを認めざるを得なかったといえる。
- 23 当時、東京第一師範学校ではCIEの指導・助言を受けながら新しい教員養成カリキュラムの研究・開発が進められていた。当時配布された資料や東京第一師範学校の研究の内容などについては、①註1文献の152頁(山田執筆分)、②橋本美保「占領期における師範学校のカリキュラム改革—「大学に於ける教育学科のカリキュラム」の編成過程を中心に—」教育史学会『日本の教育史学』第46集、2003年10月、124-143頁などを参照。

- 24 橋本によれば1946年11月半ばに文部省及びCIEは師範学校でも中学校教員の養成を行うことで合意している（註23の②、130-131頁）。
- 25 この点はすでに寺崎によって指摘されている（註3の①、34頁）。
- 26 会議録のほか、天野貞祐「前期大学論」（1948年1月稿、『天野貞祐全集5』日本図書センター、1999年、24-27頁に再録）、天野貞祐「高等学校論」（1948年4月稿、同上、28-38頁に再録）などを参照。
- 27 木下に対して城戸は註22のように発言している。
- 28 註4の①、98頁を参照。
- 29 同上、114頁参照。
- 30 註19、115頁。
- 31 註4の①、134頁を参照。
- 32 同上、158頁を参照。